

琵琶湖流域下水道事業建設工事に伴う廃材等（湖西浄化センター分）

売 買 契 約 書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計発行事業者番号 T9800020000642。以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 甲は、末尾記載の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを受け取るものとする。

（売買代金）

第3条 売買物品の売買代金は、金 〇〇〇〇円
（うち消費税額等 〇〇〇 円、消費税率10%）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項に規定する納付期限までに売買代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付するまでの期間の日数に応じ、当該未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24 年法律第256 号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて得た金額を遅滞利息として、甲が発行する納付書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 前条第1項に定める契約保証金は、乙が前二項に定める金額を完納した後、乙に返還するものとする。

（所有権の移転およびその時期）

第6条 売買物品の所有権は、乙が売買代金（第5条第2項の遅延損害金があるときはこれを含む。以下同じ。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

(売買物品の引渡し)

第7条 甲は、売買物品の所有権が乙に移転した日から30日以内で甲乙両者が定める日に、売買物品をその保管場所において現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、乙は直ちに当該物品の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物品の引受け、運搬および登録変更等の手続きについて、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従い行うものとし、当該手続きに係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の日から売買物品の引渡しの日までの間において、乙の責めに帰することのできない事由により、売買物品に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担するものとする。

2 引渡しの日以降において、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物品に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 第7条により引渡された売買物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙は甲に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、乙の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

4 甲が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を乙に引渡した場合において、乙がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を甲に通知しないときは、乙は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(誓約書の提出)

第10条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、また許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 乙が本契約の入札等にあたり談合その他の不正行為をしたとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用してると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（原状回復義務）

第12条 乙は、甲が前条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失または損傷しているときは、

契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第13条 甲は、第11条第1項の規定により本契約を解除した場合は、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 乙は、第11条第1項の規定により本契約が解除された場合は、乙が売買物品に投じた改良費、修繕費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第2項および第14条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部または一部と返還金を相殺するものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結およびこの契約に定める義務の履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第17条 乙は、売買物品に係る法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物品を利用、再販売、処分または処理しようとするときは、当該法令等を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、

甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

令和8年 月 日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

売 買 物 品

機器類	1式
ステンレス類	1式
銅線類	1式